平成２７年（フ）第１５４８号
横浜市磯子区久木町24番５号　ハマハイツＢ202号
債務者　大越　清美
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　　智
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月８日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４２９号
静岡市清水区長崎新田237番地の２、旧住所静岡市清水区長崎新田271番地の１
債務者　岡村　富次
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月11日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４４号
山口県下関市唐戸町１番22―702号　アーベイン唐戸
債務者　福田　一夫
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花岡　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年12月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１０２０号
名古屋市東区白壁３丁目17番７号　アビタシオン白壁202号
債務者　森　　恵子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　名越　陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２７号
名古屋市中川区高畑１丁目87番地　グランパーク高畑502号
債務者　森部　喜博
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　　圭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５６号
岐阜県大垣市長沢町３丁目62番地２
債務者　大井　正広
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６９号
茨城県日立市大みか町６丁目19番８号
債務者　柴田　重之
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第７９号
茨城県日立市東成沢町３丁目16番Ｂ－６号、前住所茨城県日立市会瀬町２丁目22番25号
債務者　杉山　浩一
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３９号
岐阜県可児市中恵土1743番地１
債務者　新井永南こと　方　　永南
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第６１６号
神戸市東灘区魚崎中町１丁目１番24―W1201号、従前の住所神戸市東灘区森北町４丁目３番７号　甲南山手ハイツ202号
債務者　髙塚加苗こと　西　　加苗
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４２号
神戸市垂水区つつじが丘５丁目10番地の12
荒田方
債務者　大町　　誠
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５６号
広島市安芸区中野４丁目27番18―206号
債務者　森安　冬彦（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９３号
広島市中区富士見町15番５―505号
債務者　田中　志保
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４５号
長崎県長崎市新小が倉１丁目３番５号　坪井ビル202号室、旧住所長崎県長崎市梁川町18番28―302号
債務者　志垣　秀生
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
長崎県長崎市平野町８番８号
債務者　赤瀬　美生
1　決定年月日時　平成27年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
長崎県長崎市大橋町４番37―202号、旧住所長崎県長崎市日の出町13番26号　山下アパート１階
債務者　鹿野　啓太
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６９号
北海道小樽市梅ケ枝町22番１号　表敏雄方
債務者　表　　佳孝
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部